

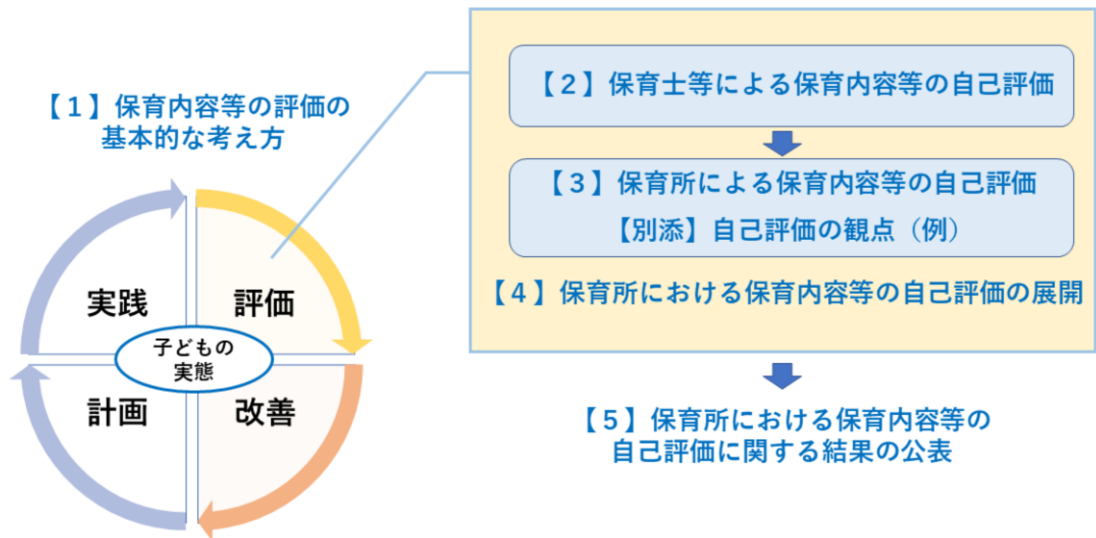
保育所等における保育の質の 確保・向上に関する検討会 (第7回)	資料3-3
令和元年5月27日	

「保育所における自己評価ガイドライン」 に関するハンドブック（仮称）（素案）

※本資料は、「保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】」（試案）の要旨及び図表等を概要としてまとめたものです。

※今後、本資料に「保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】」（試案）の試行検証を通じて得られた様々な保育の現場における自己評価の取組事例をもとに、本ガイドラインに基づく自己評価の具体的な実施の手順・方法の例を追記し、「『保育所における自己評価ガイドライン』に関するハンドブック（仮称）」を作成する予定です。

「保育所における自己評価ガイドライン」の構成



「保育所における自己評価ガイドライン」各章の内容

1	保育内容等の評価の基本的な考え方	本ガイドラインは、保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」を理解するためのものです。まずは、「保育内容等の評価」とはどのようなものなのか、その意義・目的は何か、どのように進めていくのかなど、基本的な考え方について説明します。	p.1～p.7
2	保育士等による保育内容等の自己評価	保育の振り返りは、日々の子どもの姿から、その心の内や育ちに思いを寄せてみることに始まります。計画に基づいて保育を実践する中で、予想とは違う展開となったことや何となくひっかかったことなどは、保育の改善・充実への大きな手がかりになります。本章では、保育士等が子どもの理解を踏まえて自らの保育の計画と実践について行う評価の基本を取り上げます。	p.8～p.14
3	保育所による保育内容等の自己評価	それぞれに異なる経験や個性をもつ職員が、ともに保育を振り返り現状を共有した上で、目指す保育について語り合い、互いの思いや考えを理解しあうことは、組織内の協働性の向上につながります。本章では、各保育所で自分たちにあった評価のあり方を考えるために、全職員の共通理解の下で保育所が組織として行う自己評価の基本を示します。	p.15～p.19
4	保育所における保育内容等の自己評価の展開	保育内容等の評価は、保育所職員の主体的・継続的な取組によって実際に保育の改善・充実につながってこそ意味があります。本章では、様々な記録や方法を活用しながら、保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の各取組を全体としてどのように進めていくのか、保育所における効果的・効率的な評価の実施のために気をつけたいことや工夫の仕方について述べます。	p.20～p.24
5	保育所における保育内容等の自己評価に関する結果の公表	保育内容等に関する自己評価の結果の公表を通じて、保育士等が保護者をはじめ多くの人々と子どもや保育について対話する機会が生まれることで、保育所と身近な他者の間で、ともに子どものことを考え、よりよい保育をつくりあげていく関係が築かれます。本章では、保育の質の向上に向けた理解の共有につながる評価結果の伝え方の例を紹介します。	p.25～p.28
別添	保育内容等の自己評価の観点（例）	評価の観点・項目は保育所が各々の実情や評価の目的に応じて設定するものですが、その際の参考として、保育所保育指針に基づく観点を例を示しました。各保育所が、自分たちの実践を保育所保育指針の内容と結びつけながら、評価の観点・項目について検討することが求められます。	p.29～p.32

1. 保育内容等の評価の基本的な考え方

保育所保育指針(平成29年 厚生労働省告示第117号) 第1章 総則 3 保育の計画及び評価

- (3) 指導計画の展開
指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。(略)
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。
- (4) 保育内容等の評価
- ア 保育士等の自己評価
- (ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- (イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。
- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。
- イ 保育所の自己評価
- (ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- (イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。
- (ウ) 設備運営基準第36条(※)の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。
- (5) 評価を踏まえた計画の改善
- ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。
- イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号)
(保護者との連絡)
第36条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

- 本ガイドラインは、保育所保育指針に基づき、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」という目標の下、保育の質の確保・向上を図っていくことを目的として、保育士等（個人）及び保育所（組織）が自らの保育内容等について行う評価の取組に資するよう、その基本的な考え方と実施方法等を示すものです。

保育所で行われる様々な評価

保育内容等の評価

保育の内容

(子どもの育ちや内面についての理解を踏まえた保育の計画と、それに基づく環境の構成や子どもに対する援助・指導の過程)

保育の実施運営

(安全・衛生管理／職員組織のマネジメント／人材育成等)

保育士等による自己評価、保育所による自己評価
(第三者評価・保護者等の関係者による評価)
⇒全体的な計画、指導計画、研修計画等の作成や見直し

その他の評価の例

施設の運営管理

(財務・労務管理の状況等)

評価機関による第三者評価

⇒改善すべき事項等の指摘・助言

評価結果に関する情報の公開

保育所による自己評価

⇒運営主体（自治体・法人等）に報告・要望

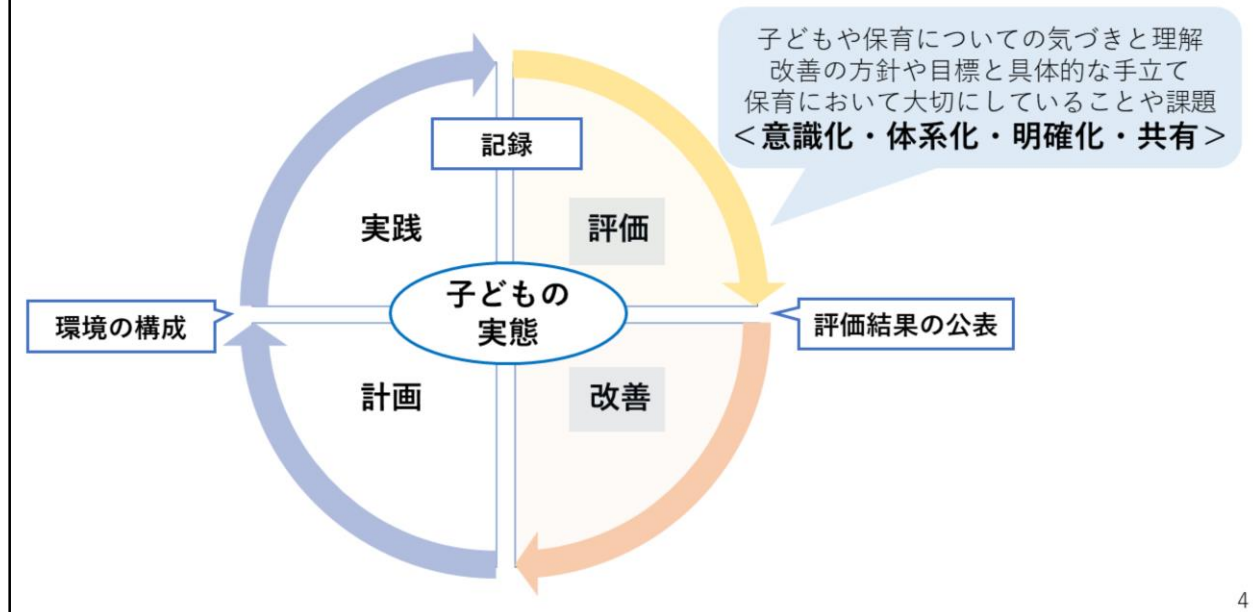
業務の遂行に関わる 行動・能力

保育士等による自己評価

⇒結果の報告内容を運営主体が
人事考課の際に参考として使用

- 本ガイドラインに示す「保育内容等の評価」では、
 - ①保育の計画と実践を振り返り、保育の内容とそれに密接に関連する保育の実施運営の状況について、現状と課題を把握します。
その上で、
 - ②保育所保育の基本的な考え方や各保育所の理念・目標に照らして、改善すべきことやより充実を図っていきたいことを明らかにし、その具体的な方策等を考えます。
- 保育所で行われる「評価」には、誰が・何を評価するのか、評価の結果を主にどのようなことに用いるのかによって、本ガイドラインに示す保育内容等の評価の他にも、図中の例に示すように様々なものがあります。
- 「保育内容等の評価」は、評価の結果が保育の計画に反映されることなどを通じて、保育がより良いものとなっていくことに実際に生かされることが重要です。

保育の過程に位置づけられる保育内容等の評価



- 保育内容等の評価は、各保育所の指導計画等と連動し、日々の保育について行われるとともに、保育活動の区切りとなるような時期を選んで一定期間の保育の展開・経過に対しても行われます。
- 保育内容等の評価において保育士等が保育を振り返ることは、子どもの行為・言葉の背景や保育士等の関わりなどについて、実践の最中には直感的に捉えていたことなどを意識化することにつながります。個々の実践で得られたこうした気づきや理解は、振り返りの過程での省察や他者との語り合いを通じて整理されたり関連づけられたりして、次第に体系的なものになっていきます。
- また、保育の改善に向けた検討の過程を通じて、目指すべき方向性やその具体的な手立てとともに、日頃の保育において自分あるいは自分たちの大切にしていることや課題となっていることが改めて明確化されていきます。これらは、評価に関する職員間の対話や協議を通して、保育所の組織全体で共有されることになります。
- 評価の結果とそれを踏まえた改善に関して保育所が情報を公開・発信することは、保護者や地域住民等からの理解を得ることにつながります。
- 評価によって明確化された保育の改善・充実の方策は、保育の計画に反映され、次の保育の展開に生かされます。このように、保育内容等の評価は、保育所における日常的な保育の過程の中に位置づけられるものです。

保育内容等の評価の目的と意義

保育の改善・充実

職員の資質・専門性向上

子どもの豊かで健やかな育ちに資する
保育の質の確保・向上

職員間の相互理解・協働

関係者（保護者等）との
理解の共有・連携の促進

5

- 保育内容等の評価は、子どもの豊かで健やかな育ちに資する保育の質の確保・向上を目的として行われます。振り返りを通じて、「子どもにとってどうか」という視座から保育を捉え直し、それをもとに改善・充実を図っていくという循環が、日常の保育の中で常に繰り返されることが重要です。
- 保育内容等の評価の意義として、以下のようなことが挙げられます。
 - 保育士等が子どもに対する理解を深め、保育の改善や充実が図られること
 - 保育士等が自身の子どもの捉え方や育ちへの願いを内省する機会になるとともに、評価の取組における職員間の対話を通じて、他の保育士等の視点や知識・技術などを共有し、職員の資質・専門性向上が図られること
 - 職員同士の間に互いの保育に対する思いや考えを理解し合い、学び合う関係が作られることにより、同僚性が培われ、協働が図られること
 - 評価結果に関する情報を公表することにより、保育所と保護者や地域住民などの関係者との間で子どもや保育についての理解が共有され、両者の連携が促進されること

保育内容等の評価の全体像

取組全体の充実と保育の質の向上

6

保育士等による自己評価

- ・子どもの理解に基づく保育の計画や実践の振り返り（日々や週の振り返り、月・期・年単位の振り返り）
- ・職員相互の対話を通じた学び合い、子どもの姿や保育の捉え直し
- ・保護者との対話、情報共有
- ・目指す方向性の明確化と保育の改善・充実に向けた検討

↓
専門性及び保育の質の向上のための
課題の明確化
保育所全体の保育の内容に関する認識

保育所（組織）による自己評価

- ・保育士等の自己評価を踏まえた組織としての評価
- ・実情に即した観点や項目の設定
- ・全般的な評価と重点的な評価
- ・自己評価の実施体制の整備
- ・保護者や地域住民の意見の把握
- ・改善の目標や方策の検討と取組の成果の検証
- ・結果の取りまとめと公表

↓
全職員による共通理解の下での
保育の質向上の取組

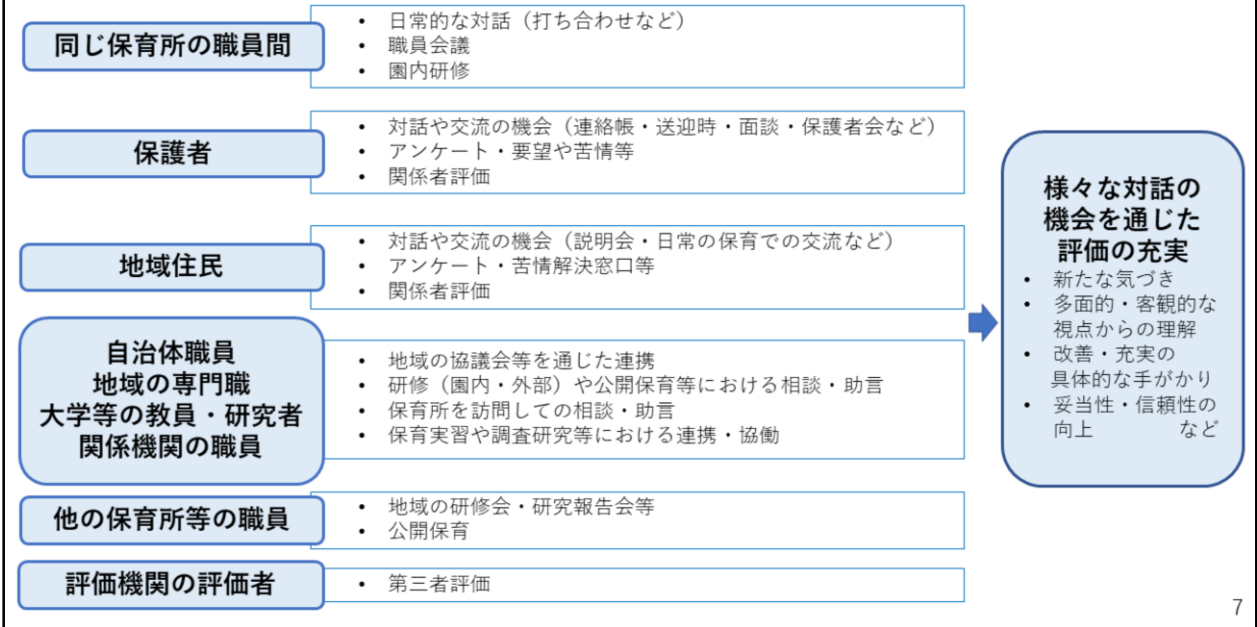
多様な視点を取り入れ活用する取組

- ・第三者評価の活用
- ・関係者評価の活用
- ・公開保育の機会等の活用

↓
より多角的な視点から捉えた
現状や課題の把握
ともによりよい保育に向け
取り組む関係の形成

- ・保育内容等の評価は、「保育士等が自らの保育を振り返って行う自己評価」と、それを踏まえて「保育所が組織として実施する自己評価」が基本となります。自己評価に取り組む過程では、職員間の対話や保護者・地域住民等とのコミュニケーション等を通じて、多様な視点から子どもや保育を捉える工夫をすることが重要です。
- ・さらに、より多角的・客観的に現状や課題、良さ・特色などを把握する取組として、第三者評価や関係者評価、公開保育等の機会を活用することなども考えられます。
- ・これらは、それぞれ別に行われるものではなく、保育の質の向上につながる一連の取組として捉えられます。保育士等及び保育所による自己評価と、他の多様な人々からの視点を活用する取組が、互いに関連をもちながら進められることによって、保育所における保育内容等の評価の取組が、全体として充実したものとなっていくことが重要です。

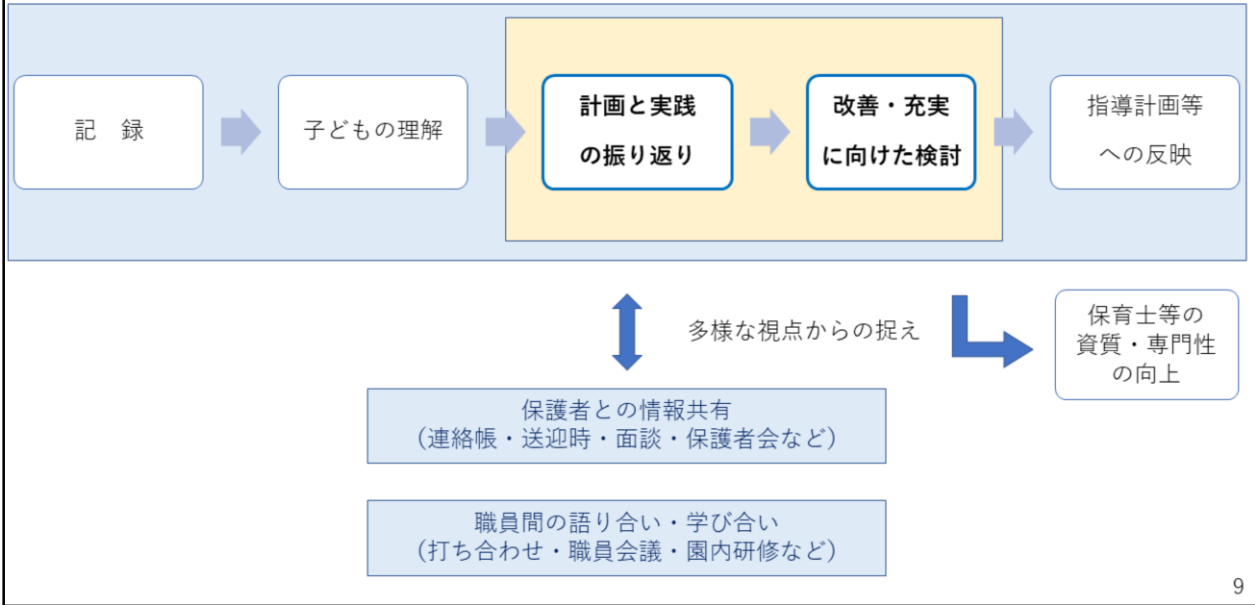
多様な視点の活用



- ・ 様々な立場の人が、保育内容等の評価とそれに関連する取組に関わったり、保育士等と交流・対話したりする機会は、図に示すようにそれぞれ多様です。こうした機会を通じて、子どもや保育について新たな気づきや改善・充実の手がかりが得られるとともに、より多角的に現状や課題を把握し、評価の妥当性や信頼性を高めることが期待されます。
- ・ これらは、保育士等が、多くの人々に対して、自分または自分たちがどのような保育を行っているのかということを伝える機会でもあります。自らの保育について他者に語ったり示したりすることは、改めて自身の保育観に気づいたり、日頃は当たり前に行っていることを問い直したり見直したりすることにつながります。

2. 保育士等による保育内容等の自己評価

保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ



9

- 保育士等の自己評価は、記録などに基づく子どもの内面や育ちの理解を踏まえて行われます。
- 自己評価の過程は、主に「振り返り」と「改善・充実にに向けた検討」から成ります。保護者や他の職員との対話を通じて得た子どもの姿や保育の捉え方などとも照らし合わせつつ、指導計画等と実践を振り返り、保育の目標に対して改善・充実の方向性とそれに向けた取組の具体的な目標や手立てを検討します。評価の結果は、次の指導計画等に反映されます。
- 保育士等が保育内容等の自己評価を行うことは、自身の良さや課題を明確化することにつながるとともに、今後習得すべき知識・技術を確認し、研修計画の作成・見直しを行ったり、重点的に取り組む活動や実践研究のテーマを検討したりするために活用されたりします。自己評価の取組とその結果の活用を通じて、一人一人の資質・専門性の向上が図られることが重要です。

保育における子どもの理解

日々の保育の中での理解

子ども（個人・集団）との関わりの中で、

- ・表情、行動、言葉
- ・その時々状況（前後の状況を含む）
- ・心身の状態（健康、情緒の安定）
- ・保育士等の関わりに対する反応
- ・遊びや生活の流れ

などを捉える。

日々の記録からの理解

子どもの

- ・感じたこと、思い、願い、考え
- ・興味や関心、意欲
- ・物事に取り組む過程（集中・発展の様子）
- ・友達との関わり方、集団の中での様子
- ・状況や場との関わり様子
- ・家庭での生活や経験とのつながり

などについて考える。

積み重ね

一定期間の記録からの理解

- ・この期間に見られた子ども（個人・集団）の姿の変容
- ・一人一人の「その子らしさ」（個性や良さ）などから、
- ・育ってきたこと、育ちつつあること
- ・伸ばしていったほしいこと

などについて考える。

照らし合わせる

- ・子どもの姿は、保育の「ねらい」（育ちを捉える視点）からはどのように捉えられるか
- ・他の職員は、その子どもをどのように見ているか
- ・保護者からは、どのような子どもの姿が語られているか

10

- ・ 保育における子ども（個人・集団）の実際の姿を通して、その心の動きや育ちを理解しようとすることは、保育の計画の作成・実践・評価とそれを踏まえた改善の全ての過程において、常に起点となるものです。
- ・ 保育士等は、日々の保育において、子どもの様々な姿や周囲の状況等を捉え、子どもの内面に心を寄せてその言葉や行動の背景にある思いや願いを推し量りながら子どもと関わります。その上で、こうした日々の保育の記録をもとに改めて子どもの心の動きを考え、集団との関わりや家庭生活とのつながりなど、より広く連続的な文脈の中で子どもの姿を捉え直します。
- ・ さらに、一定期間の記録から、その間に見られた子どもの姿の変容や一人一人の「その子らしさ」を捉え、これまでに育ってきたことや今まさに育ちつつあること、これから伸ばしていったほしいことなどを読み取ります。その際、これらを保育所保育指針に示す保育の「ねらい」や保護者及び他の職員の視点とも照らし合わせてみることで、子どもの心の動きや育ちをより深く多面的に読み取っていくことにつながります。
- ・ このように、保育士等が子どもの心の内に寄り添う姿勢を持って関わり、様々な推測や考察を重ね、育ちの可能性や良さといったものが次第に見えてくるのが、保育における子どもの理解と言えます。

子どもの理解に当たって意識したいこと

自分自身の 枠組みや視点の自覚

- 自分の決めつけや思い込みをもとに、子どもを見ていないか
- 活動の内容や出来不出来といった結果のみに目を向けていないか
- 一定の基準や子ども同士の比較から、一人一人の子どもの違いを優劣として捉えていないか

関係の中での理解

- 自分は、どのような思いや願いをもって子どもに関わっているか
- 自分の関わり方や保育中の状況は、子どもにとってどのように感じられているか

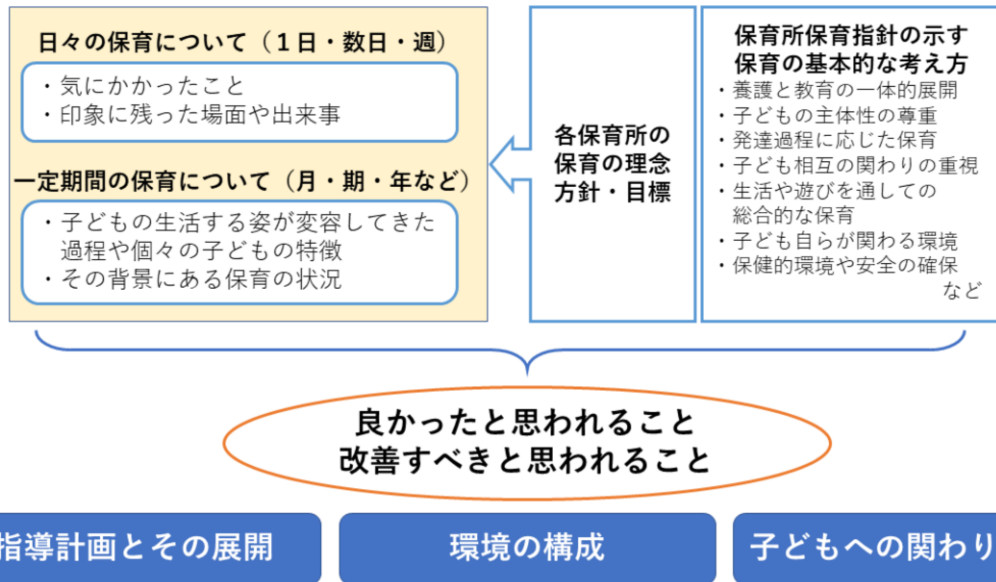
多面的な理解

- 他の保育士等や保護者から聞く子どもの様子や子どもの話したことなどからは、子どものどのような一面がうかがわれるか
- 異なる場面での姿を比べてみることによって、子どもの特徴や育ち、思いなどについて、どのようなことが見えてくるか

11

- 子どもの様々な思いや育ちの可能性を細やかに捉えていくために、子どもの理解にあたっては、「子どもについて、自分（保育士等）自身の枠組みに当てはめた見方で捉えようとしていないか」といったことに留意するとともに、「子どもにとって自分はどのような存在か」ということにも目を向けることが求められます。
- また、日頃から他の保育士等や保護者との情報共有を密に行い、子どもをより多面的に理解するよう心がけることも重要です。

保育の計画と実践に関する振り返りの内容（例）



12

- 保育の計画や実践の振り返りに当たっては、保育所保育指針の示す保育の基本的な考え方と各保育所の保育の理念・方針等を踏まえて、保育において心に残った場面や子どもの生活する姿の変容について、良かったと思われることや改善すべきと思われることを挙げ、その上で、それらに対して指導計画の展開や環境の構成、保育士等の関わりや配慮などがどのようなものであったか考察します。
- こうした振り返りは、あるひとつの出来事を全体的・多角的に見る場合や、例えば「保育室での遊びの環境の構成」という点に着目し、複数の保育場面を通してそのテーマについて重点的に見ていく場合など、様々な進め方が考えられます。

保育の計画と実践を振り返る視点（例）

【日々の保育と一体的に行う振り返り】

- 安全の管理や健康状態への配慮などは、十分に行えていたか（気になったことはないか）
- 一日の流れや子どもの遊び・生活の連続性に配慮した保育となっていたか
- 指導計画において設定した保育のねらいや内容は、子どもたちの実情に即していたか
- 環境の構成は適切であったか（空間の確保、物の位置・配置・数・扱いの複雑さの程度、時間の調整など）
- 保育士等の関わり方は、適切であったか（援助、言葉のかけ方、行動、タイミング、職員間の連携など）
- 状況に応じて、柔軟な対応や保育の展開ができていたか
（計画作成時の予想と実際のずれ、子どもの発想・気づき・思いの捉えや受けとめなど） 等

【一定期間の保育の振り返り】

- 生活のリズムが安定し、子どもが保育所での一日を見通しをもって主体的に過ごせているか
- 周囲の環境になじみ、自分から環境に関わる姿が見られるか
- 遊びや食事などのグループは、適切な構成となっているか（人数、子どもの組み合わせなど）
- 集団の全体的な状況は、一人一人にとって安心感や楽しさを感じられるものとなっているか
- 家庭とのコミュニケーションを十分にとり、子どもの育ちや保育についての理解を保護者と共有しているか
- 行事やその準備は、無理なく子どもの実態や思いに即したものとなっているか
- 季節や気候の変化に応じて、保育所内外の様々な環境を十分に保育に生かすことができているか 等

13

- 保育の計画と実践を振り返る際の視点としては、上記のような例が考えられます。
- 一定期間の保育について振り返る際には、保育所の全体的な状況と子どもの様子とを結びつけて捉える視点や、子どもの生活の連続性とそれを踏まえた家庭や地域との連携なども視野に入れて捉えることが求められます。
- 振り返りの結果浮かび上がってきたことには、すぐに具体的な改善や充実に向けて取り組めることもあれば、様々な情報を収集し、経過を見ながら継続的に取り組んでいくこともあります。また、保育に際しての基本的な考え方や姿勢として、改めて意識したり身につけていったりすることが求められることなどもあります。
- こうしたことを踏まえて振り返りの結果を整理し、次の段階である改善・充実に向けた検討へとつなげます。

保育の改善・充実に向けて検討する主な事項（例）

子どもの実態や育ちの可能性を踏まえて 今後目指す方向性

- 子ども（個人・集団）の遊びや生活の充実
- 豊かな育ちに資すると考えられる経験

保育所保育指針

保育を通じて育みたい資質・能力
乳児保育の三つの視点、
1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の
保育の五つの領域における
保育のねらい及び内容

保育の目標・方針
育ちや生活の長期的な見通し等

【改善・充実に向けた取組の目標・内容・具体的な手立て等】

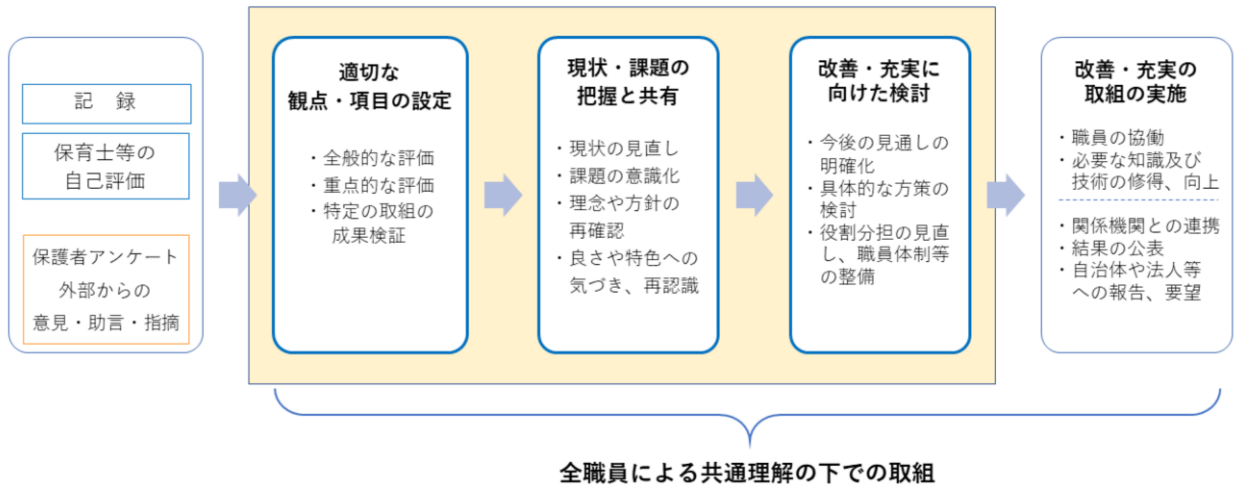
- 指導計画について、どのような保育のねらい及び内容が考えられるか
- 環境の構成や保育士等の子どもに対する関わりのあり方について、改善点や工夫・配慮すべき点は何か
- 今後について、どのような見通しをもって改善を進めていくか（時期・手順など）
- 特に注意を向けて経過や変化を見るべきことは何か（子どもの様子や他者との関係性、集団全体の状況など）
- [環境を変える場合など] 子どもに対して、何を・どのように伝えるか
- 改善の内容等について、保護者にどのように説明するか／保護者の意向をどのように把握するか

14

- 保育の改善・充実に向けた検討に当たっては、保育所保育指針や各保育所の目標・方針、育ちや生活の長期的な見通しなどに照らしながら、目指す方向性を明確化し、これを踏まえて改善・充実に向けた取組の目標や具体的な内容・進め方等を検討します。その際、これらを現状に即して実行可能なものとなるよう留意するとともに、実際に取組を進めていく途中でも、子どもの実態に改めて照らし合わせ、必要に応じて適宜見直しを行うことが重要です。
- こうした改善・充実に向けた取組に関連して、今後注意を向けて経過や変化を追うべきことは何かを明確にしておくことで、次に評価を行う際の視点もより明確にもちやすくなります。
- 取組の内容とそれに伴う保育の環境や生活の流れの変化等については、それらをどのように受け止めるかといったことや家庭の実情等も考慮して、子どもと保護者にも分かりやすく伝えるようにします。

3. 保育所による保育内容等の自己評価

保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ



16

- ・ 保育所による自己評価では、まず保育所保育指針及び各保育所の理念や方針等を踏まえ、地域の実情や保育所の実態に即して適切に観点・項目を設定し、「何について評価するか」を具体化します。
- ・ その上で、これらの観点・項目に沿って自分たちの保育や保育所全体の状況を振り返り、現状と課題を組織として把握するとともに、自園の保育において大切にしていることなどについて改めて理解を共有します。
- ・ さらに、こうした振り返りの結果を踏まえて改善・充実の取組を検討します。取組の実施に当たっては職員間で協働するとともに、必要に応じて関係機関との連携や、自治体・法人等への報告を行います。評価の結果を公表する場合には、その対象・内容・方法を検討します。

評価の観点・項目の設定（例）

評価の観点の設定

保育所保育指針に基づく保育所保育の基本となる考え方や保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項（本ガイドライン別添参照）
各保育所の理念・方針等 地域における取組の目標 など

「どのようなことについて評価を行うのか」（全般的な評価・重点的な評価・特定の取組の成果検証）を踏まえて、取り上げるべき観点を職員間で協議し定める



評価の項目の設定

職員の意識・理解
保育の内容・実施運営

評価の観点について、保育所保育指針及び解説・既存の評価項目等を参照するなどして具体的な項目を考え、適切な分量や具体性の程度などを勘案して重要と考えられる内容を選ぶ

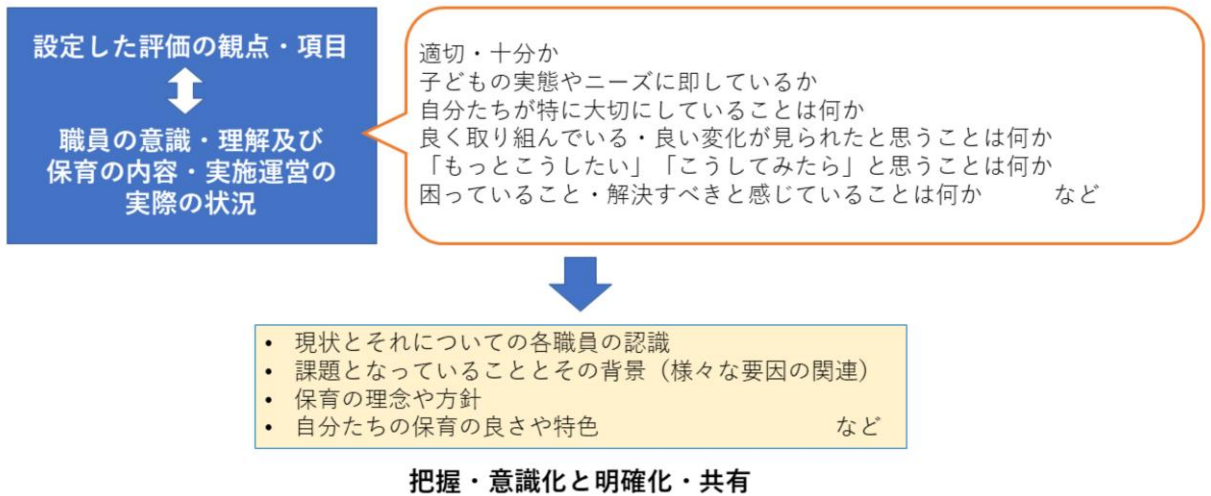


チェックリスト／自己評価シートの記入事項／話し合いのテーマ など

17

- 保育所による自己評価に当たっては、保育所保育指針に示す事項等を参考に、各保育所の保育の理念・方針や現在力を入れていること、地域全体で取り組んでいることの目標等にも照らしながら、職員間で協議し、それぞれの地域の実情や保育所の実態に即して適切な観点を定めます。
- さらに、これらの観点を職員の意識や保育の内容及び実施運営と結びつけ、具体的な項目を設定します。評価項目の設定については、保育所保育指針の解説や既存の評価項目を参照するといった方法が考えられます。項目の分量や具体性等に関しては、保育所で行う評価全体の中でのその評価の位置づけを踏まえて勘案し、適当と思われる内容を選びます。
- 設定した観点・項目は、チェックリスト形式にする、評価シートの記入事項や話し合いのテーマにするなど、評価の方法にあわせて様々な形で用いることが考えられます。

現状・課題の把握と共有（例）



18

- ・ 設定した観点・項目に基づき保育内容等を振り返って、保育所全体の現状や課題を把握します。その際、課題となっていることの背景についても把握することにより、組織として取り組む必要のあることや、長期的・段階的な取組が必要となることなども、より具体的に見えてきます。
- ・ 同時に、保育及び組織としての理念や方針、自分たちの保育の良さや特色について、職員間で改めて確認し、理解を共有していきます。

保育の改善・充実にに向けた検討の内容（例）

現状・課題を踏まえて今後どのような保育を目指すか？（改善・充実の方向性）

【改善・充実にに向けた取組に関する検討事項の例】

今後の見通し

具体的な方策・体制・手順

職員の資質向上

情報の共有・連携 （職員間・職員組織以外）

- ・どのような目標・見通し（時期・手順等）の下で取組を進めていくか
- ・取組に関連して、特に注意を向けて経過や変化を見ていくべきことは何か
- ・取組の成果や進み具合を、今後いつ・どのような観点で確認・検証するか
- ・誰が、どのような体制で取り組むか
（必要な職員の数と役割分担、職員間の連携など）
- ・保育所全体の環境の構成（物の配置、使用する場所や時間の調整など）
- ・必要となる物品等（数や量、予算の目安など）
- ・不要なものや除くべきもの、配慮や注意を要すること
- ・各職員の修得・向上すべき知識・技術と研修等の機会
- ・組織内での研修成果の共有と活用
- ・取組について保護者や地域住民等にどのように説明・周知するか
- ・保護者や地域住民等の意見や反応をどのように把握し、取り入れるか
- ・外部の専門職や有識者、関係機関の協力・助言が必要か
（連携の進め方、連絡等の窓口担当など）
- ・自治体や法人等に報告・要望すべきことはあるか

19

- ・ 振り返りの結果を踏まえ、保育の改善や充実にに向けた取組の方向性を明らかにした上で、実情を踏まえて具体的な取組の目標や見通し、方策等を検討します。これらについては、実際に取組を開始した後も、状況に応じて適宜見直しを図ることが重要です。
- ・ 保育の改善・充実は組織として取り組んでいくものであることを前提に、職員間の役割分担や取組を進めるに当たって配慮すべきこと、職員の資質・向上、保護者・地域住民に対する説明等も視野に入れて検討することが求められます。
- ・ 保育所の組織内では対応が難しいと思われる課題に関しては、必要に応じて関係機関との連携や自治体・法人等への報告・要望を行います。また、自己評価の結果を公表する場合には、その対象や方法・内容等についても検討します。

4. 保育所における保育内容等の自己評価の展開

保育の記録とその活用

【記録の対象】

- 保育の全体的な展開（日誌）
- 個々の子ども（個人記録）
- 遊びや活動の展開過程
- 保育中のある一場面や出来事の経緯（それに関する背景や考察を含む） など

【記録の形式・方法】

- 文章にまとめる（時系列・原因やきっかけから収束までの過程・子どもの行動や言葉とそのときの状況等）
- 写真や動画の活用（題材として選んだ理由・評価の観点との関連の説明等をあわせて示す）
- 保育の環境や遊びの展開過程等の図示化 など

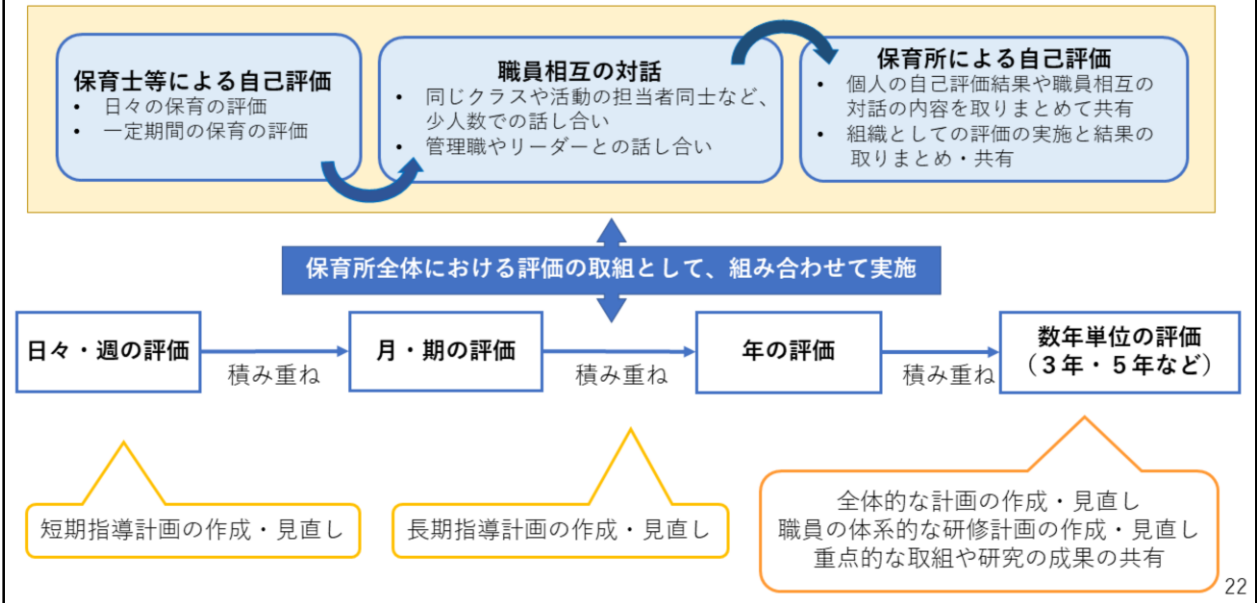
【記録を保育の評価や改善に活用するための工夫のポイント】

- 分かりやすい示し方や記述内容（経緯・事実・考察の書き分けなど）
- 読み返ししやすい整理の仕方（様式の統一、ファイルの作成など）
- 手にとりやすい置き場所や見やすい掲示（職員間・子ども・保護者）

21

- 保育の記録は、自己評価の主要な材料であると同時に、記録するという行為自体も保育を振り返る過程の一部として捉えられます。
- 保育の全体的な展開や子どもに関する記録、活動や出来事についてまとめた記録など、記録の対象は多様です。また形式・方法の面でも、言葉や文章だけでなく、写真や動画、保育環境の図を活用するなど多様な例が考えられます。
- さらに、記録の活用を図る上では、記述内容が分かりやすいものとなるよう配慮する、整理の仕方や掲示・置き場所などを工夫するといったことも重要となります。

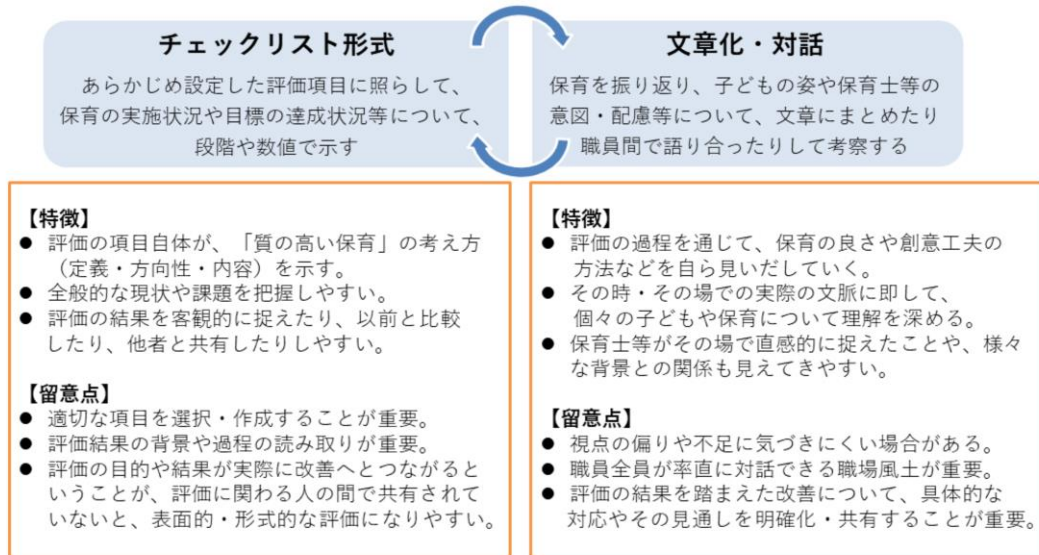
保育所における取組の進め方（イメージ）



22

- 保育所全体としての保育内容等の評価の取組は、保育士等による自己評価、職員間の対話、保育所が行う自己評価を、相互のつながりや保育の計画等との連動などについても考慮しながら、時期・内容・方法等を柔軟に組み合わせて展開することが求められます。
- それぞれの自己評価の結果は、指導計画に記入欄を設ける、記入シートを作成するなど、評価の時期や内容、主な読み手などに応じて適宜取りまとめて記録します。

自己評価の方法とその特徴・留意点



両者を組み合わせることで、評価の有効性がより高まることが考えられる

23

- ・ 保育内容等の自己評価には、大別するとチェックリスト形式で行う方法と、文章化・対話を通して考察する方法があります。上の図に示すように、それぞれの方法のもつ特徴や留意点を踏まえた上で、これらを適宜組み合わせて活用することで、評価の有効性がより高まると考えられます。
- ・ チェックリスト形式で行う場合には、評価の結果だけでなくその背景や過程も含めて読み取ること、評価の結果を保育の改善・充実につなげていくことについての重要性の認識を職員間で共有することなどが大切です。
- ・ 文章化・対話による自己評価の場合には、評価の視点に偏りや不足が生じやすいことに留意するとともに、評価の結果を踏まえて具体的にどのようなことに取り組んでいくのか明らかにすることが重要です。
- ・ さらに、対話を通じて幅広い視点を持ちながら考察を掘り下げていくためには、各職員が自由・率直に意見を交わし合うことのできる状況を作ることが必要です。評価の取組への参加者全員から意見を引き出しやすくする工夫の例として、付箋を用いてワークを行う、保育場面の具体的な事例や写真、動画等を活用する、職員全体で話し合う前に少人数で話し合っておくといったことが考えられます。一方で、話し合いが散漫にならないように、あらかじめテーマや観点を絞り、明確にしておくことも重要です。

自己評価にあたって考慮すべき事項

- 計画的・効率的・継続的に実施する
- 可能な限り、職員全員が参加する
- 各職員が当事者としての意識をもって取り組む
- 評価の信頼性や妥当性が高められるよう工夫する

24

- 保育内容等の評価が実際に保育の改善・充実に資する取組となるには、各々の実情に即して段階的・計画的に進めていくこと、継続して日常的に行うことのできる方法で行うことが重要です。自己評価の実施が加重な負担とならないよう、効率的に実施する方策を工夫したり、必要に応じて、評価の時期や方法を適宜見直したりすることが求められます。
- また、勤務時間等の状況も考慮しながら、可能な限り職員全員が何らかの形で評価の取組に関わることができるようにすることも大切です。一人一人が主体的に評価や改善に取り組めるよう、評価の目的を明確にするとともに、全職員が評価の取組に参画しやすい環境づくりを意識して評価を行うことが求められます。
- 評価に際しては、捉えたいことを一貫・安定して捉えられているか、的確に捉えられているかといった評価の信頼性・妥当性についても留意する必要があります。
- 評価の信頼性や妥当性が高められるよう、様々な記録や資料などの情報を活用したり、多様な視点を取り入れたりするなど、多面的に子どもの姿や保育の状況を捉えるよう工夫するとともに、園内研修等の機会を通じて、評価の内容・方法が保育の質の向上に結びつくものとなっているかといったことを折に触れて組織全体で確認・共有することが大切です。

5. 保育所における保育内容等の自己評価に関する 結果の公表

自己評価の結果を公表する意義（関係法令等）

- **社会福祉法 第75条 第1項**

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

- **社会福祉法 第78条 第1項**

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

- **児童福祉法 第48条の4**

保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

- **保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 （5）保育所の社会的責任**

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

26

- 保育内容等の自己評価の結果を外部に公表することは、保育所が社会的責任を果たす上で重要な取組です。
- 評価の結果を公表し、様々な人から意見を聞くことは、評価の「目的」あるいは「仕上げ」ではなく、次の保育に向かう過程の一環に位置づけられます。

自己評価の結果の公表方法（例）

主に保護者に向けて公表し、意見を聞く場合

- 園だより等に掲載して、日常の対話の機会などを通じて意見を聞く
- 送迎時などに保護者の目に触れやすい場所に掲示し、ふせんに意見を書いて貼ってもらう
- 保護者会等で報告し、保護者同士のグループでの話し合いにより、意見をまとめてもらう
- 連絡帳やインターネット上のサービスなど、コミュニケーションのためのツールを活用し、意見を求める 等

広く地域住民等に向けて公表し、保育の内容を伝えたい場合

- ホームページに掲載する
- リーフレットなどの資料を作成し、地域の行事や入所希望者への説明会等の機会に手渡す 等

27

- 自己評価の結果の公表にあたっては、その対象に応じて、公表の方法・内容やその示し方・伝え方を考えます。

自己評価の結果の公表にあたって留意すべき事項

- 対象（保護者・地域住民等）にとってのわかりやすさを意識する
- 個人情報の保護に十分留意する
- 公表により得られた意見に対して、改善に向かう姿勢を示す

28

- 保育内容等に関する自己評価の結果を公表する際には、評価結果を見た人との対話が生まれるように、わかりやすく提示することを意識します。読み手の立場にたって文章の書き方や情報の示し方などを考えることも重要です。
- また、保育所の自己評価に関して、結果だけでなく評価の過程についても示すことで、保育所として伝えたいことについて外部の人がより理解しやすくなります。
- なお、自己評価の結果を公表する際には、個人情報の保護に十分留意することが必要です。
- 公表を通じて得られた意見に対しては、すぐに対応策を示すことのできる場合もそうでない場合も、組織として受け止めたことを掲示や通信等で早めに示し、改善に向かう姿勢を表すことが大切です。

別添. 保育内容等の自己評価の観点（例）

29

- 評価の観点とその具体的な項目は、保育所保育指針に基づき、各保育所の保育理念や方針と、子どもや保育実践の実態及び地域の実情等に即して定めます。
- ここでは、各保育所において評価の観点を定める際の参考として、保育所保育指針に示す主な事項を
 - Ⅰ 保育の基本的理念と実践に係る観点
 - Ⅱ 家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る観点
 - Ⅲ 組織運営・体制全般に係る観点として整理した上で、各観点の内容に関するより詳細な事項の例を示します。
- これらの観点は、互いに密接に関連しあい、全体として保育の質を構成するものです。実際に評価の取組を進める際には、誰が・どの程度の期間の・どのようなことについて行うか、保育所全体としての評価の取組の中での位置づけを踏まえて、一つ一つの観点について適当と思われる項目の分量や具体性の程度を勘案して定めます。

保育の基本的理念と実践に係る評価の観点（例）

子どもの最善の利益の考慮
子どもの人権への配慮／一人一人の人格の尊重 等
子どもの理解
育ち／内面（感情・思い・願い・興味や関心・意欲など）／個性／生活の状況／他者との関係性／集団（グループ・クラス）の状況 等
保育のねらい及び内容
発達過程に即したねらい及び内容／子どもの実態に即した保育の展開／健康・安全で心地よい生活／子どもの主体的な遊び・生活／体験の豊かさや広がり／子ども相互の関わりや関係づくり／集団における活動の充実 等
保育の環境（人・物・場）の構成
健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境／自己を十分に発揮できる環境／自発的・意欲的に関われるような環境／多様で豊かな環境／活動と休息、緊張感と解放感等の調和がとれる環境／自ら周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境／状況に即した柔軟な環境の再構成／子ども・保育士・保護者等の対話を促す環境／地域社会の様々な資源の活用 等
保育士等の子どもへの関わり（援助・行動・言葉・位置・タイミング・配慮等）
養護と教育の一体的な展開（乳児保育・1歳以上3歳未満児の保育・3歳以上児の保育）／子どもが安心感や信頼感をもてる関わり／個人差への配慮／家庭での保護者との関係や生活への配慮／環境の変化や移行への配慮／子どもの変化に応じた活動の柔軟な展開とその援助／子どもの主体的な活動を促す多様で適切な援助／特別な支援や配慮を要する子どもへの関わり 等
育ちの見通しに基づく保育
全体的な計画／指導計画（短期・長期）／保育の記録のあり方・活用／行事の時期と内容／職員間の役割分担及び協力体制 等

家庭及び地域社会との連携や子育て支援に係る評価の観点（例）

入所する子どもの家庭との連携と子育て支援
家庭の実態や保護者のニーズ・意向等の把握／保育所の特性を生かした支援／保護者との相互理解（情報の提供・共有や保育への保護者の参加）／保護者の状況に配慮した個別的な支援／不適切な養育等が疑われる家庭への支援／プライバシーの保護／保育所全体の体制構築 等
地域の保護者等に対する子育て支援
保育所の施設や機能の開放／子ども・子育てに関する相談・助言や情報提供／一時預かり等の活動 等
地域における連携・交流
地域の多様な人々との連携・交流／自治体・関係機関等との連携／小学校との連携／他の保育所・幼稚園・認定こども園との連携 等

組織運営・体制全般に係る評価の観点（例）

組織運営の基盤整備
保育の理念・目標・方針とその共有／施設長の責務／管理職等のリーダーシップ／組織全体のマネジメント／職員間の連携・協働の体制 等
社会的責任の遂行
法令等の遵守／個人情報の取扱い／苦情解決／保護者や地域社会に対する説明責任／情報の開示、提供 等
健康及び安全の管理
保健的環境の整備／安全の確保／子どもの健康や発育・発達状態等の把握／健康の保持及び増進に係る取組／食育の推進／疾病・事故等の発生予防や対応に係る職員間の連携や体制構築／家庭や保健・医療機関等との連携／災害への備え 等
職員の資質向上
職員同士が主体的に学び合う姿勢と職場の環境／研修の機会確保と充実／体系的な研修計画の作成／研修成果の共有・活用／保育内容等の評価の実施と結果を踏まえた改善／保育内容等に関する実践研究 等